

令和7年度第1回(第50回)八尾市人権尊重の社会づくり審議会 会議録(概要)

1. 開催日時

令和7年8月20日(水) 10:00~12:15

2. 開催場所

八尾市役所本館6階 大会議室

3. 出席者

- (委員) 水鳥会長、朴副会長、森委員、池上委員、泉谷委員、大橋委員、川野委員、小櫻委員、西寺委員、藤本委員、森下委員、山本委員、柳瀬委員
(事務局) 的場人権ふれあい部長、藤本人権ふれあい部次長、阪田人権政策課長補佐、城戸人権政策課長補佐、池田人権政策課係長、谷口桂人権コミュニティセンター館長、相原安中人権コミュニティセンター館長、渡部高齢介護課長、中西障がい福祉課長、辰馬こども若者政策課長補佐、目黒こども・いじめ何でも相談課長、岡本こども・いじめ何でも相談課長補佐、堂國人権教育課参事、永井人権教育課長補佐

4. 案件

- (1) 「第2次八尾市人権教育・啓発プラン(改定版)」の進捗状況等について
- (2) 令和6年度における虐待件数等について
- (3) 差別事象等について
- (4) 「(仮)第3次八尾市人権教育・啓発プラン」の策定について
- (5) 差別事象等発生時の対応について
- (6) 「よりよい言葉づかいを意識してみませんか 誰もが安心して幸せに暮らすために」について

5. 議事内容

【凡例】O:意見、Q:質問、A:回答

案件(1) 第2次八尾市人権教育・啓発プラン(改定版)の進捗管理について

- ・事務局から資料1について説明

【主な意見・質問・回答等】

O 1. (委員)

資料1の15ページ、人権啓発推進協議会の活動の中でさまざまなことを知ってもらう機会を作っているが、参加者数が少ないというのが現状である。

事前にさまざまな周知をしているが、現状はなかなか関心を持ってもらえていない。

人権啓発推進協議会の中で取り組みをしながら、推進を強化していきたいと考えているが、例えば、映画上映会では、映画の内容が見えてこない部分があるので、周知方法も含めて検討していきたい。

Q 1. (委員)

「令和6年度人権についての市民意識調査」について、調査結果というよりは、質問項目をどのようにして作ったか伺いたい。

2010年代に多くの法律が制定されたのはご存じだと思うが、それぞれの問題について法律に基づいて全国調査がかなりの規模で行われている。

そういった経過をどのように考慮して質問項目を作ったのかを伺いたい。

A 1. (事務局)

基本的には「八尾市人権尊重の社会づくり条例」ができて、八尾市第6次総合計画で「つながりを創り育て自分らしさを大切にしあうまち」を目標に人権尊重のまちづくりをしていくため、5年前の調査と比較して質問項目ごとに作成している。

例えば、平成28年に人権三法が施行されて、「法律を知っているか」などは、継続して調査している。新たに、「インターネット上の人権侵害」や「L G B T Q」などの人権課題が出てきているので、社会情勢の変化を見ながら、他市の調査も参考にしながら実施している。

O 2. (委員)

資料1の6ページ、No.21、「働く人への人権啓発の支援」で、人権啓発事業にはじめて参加した市民の割合の目標値が高過ぎると感じた。確かに、目標値を定めてさまざまな取り組みをするのはモチベーションの維持になると思うが、人数よりも参加者の反応や、研修を企画した人が、「非常に内容がよかったです」と感じたなど、研修の評価をもう少し丁寧に見たほうがよい。数値だけで評価するのは、どうかと思う。

また、テーマによって市民の関心事項が違うので、はじめて参加した人が4割というのは難しいと率直に思った。評価基準の設定は難しいが、成果や具体的な反応、内容の評価について示してほしい。

企業への働きかけは大変難しいという話が前回もあったが、No.22で「八尾市企業人権協議会への加入メリットを感じられるセミナーの開催」とあるが、八尾市企業人権協議会に加入せずに企業に所属しない人も見ることができるのであれば、セミナーの開催に加入メリットを求めるのは、悩ましいところである。

しかし、「ビジネスと人権」が世界的に大きな関心事になっていて、日本でも政府による国別行動計画が策定され、企業が話題になっているので、国際的な流れを知ることも含めて八尾市の中小企業への効果的な人権啓発を考える必要がある。

もう1点、本日は案件がないが、従来から議論されている答申に関連するところで、**資料1**の21ページ、No.78、さまざまな人権相談について、八尾市が熱心に取り組んでいることを大きく評価している。男女共同参画の「女性の人権」を中心に、「外国人の人権」、「高齢者の人権」、「障がい者の人権」、「こどもの人権」があるが、「同和問題」に焦点を当てた相談機能がない。この点、ずっと地域からの要望があるので、こうした仕組みづくりが必要だと思う。

Q 2. (委員)

「令和6年度人権についての市民意識調査」の結果をどのように今後の人権啓発・教育に結びつけるかを伺いたい。

私も幾つかの自治体の調査に関わっていて、調査結果の中で一番参考になるのは自由記述欄である。自由記述欄には、ある意味、素朴で露骨な意見がいっぱい書いてあって、それを手がかりにすると非常にいい教材になると思っているが、この報告書を見ていると全く触れられていないと感じる。

他の観点でもいいが、この調査がこういう枠組みを持っていて、こういう項目を設定して、この項目からこういう啓発の課題が見えてくるというようなことを教えていただきたい。

例えば、先ほど、国でさまざまな調査をしていると申し上げたが、「外国人問題」の調査も法律制定後、毎年やっていて重要な結果が出てきている。在留外国人を対象に、どういうところで差別や人権侵害に遭ったかという調査を本年度実施していて、それによると、職場や仕事、就職に関する差別が、自由記述に一番多かった。

また、民間企業が行った調査結果を見ると、「知らない人にじろじろ見られた」という意見が、在留外国人がいやな思いをしたという意見の中で一番多い。

要するに、こういう意見を切り口にしたら人権教育・啓発ができるということをどの程度意識して調査を実施したかを伺いたい。

そのための手がかりとして1つは自由記述、もう1つは外国人問題に関わる項目を例に挙げたところである。

A 2. (事務局)

外国人問題の調査に関して、本市では外国人と日本人がお互いを尊重し、共に生活できるよりよい社会をめざし多文化共生施策を進めているところである。

その中で外国人市民会議を開催し、さまざまな外国人ニーズや日本人との関わりや問題点等、共存に向けた意見を出してもらうことで外国人の現状を把握している。

自由記述欄について何件があるので紹介したい。

教育のことに関して、「子どもが小学生の頃に人権啓発でPTAの役員として数ヶ月講習を受けましたが、その時だけで今は周囲を見渡してもそれを論じることがなく忘れられています。正直、このアンケートで、当時を思い出しました。よい生活を営むうえで思い起こしました。」

「人権が尊重されることは重要。そのためには、教育が不可欠。外国に比べて日本がなぜ安心安全なのかを考えてみる必要があるのでは。一点を見て議論するのではなく、総合的に判断し、教育を行わないとい、安心安全でなくなってしまうのでは(外国の失敗に学ぶ)。」という意見があった。

また、学校教育の分野では、「小学校から授業に取り入れる。国語や算数より大事。毎日のように殺人や、赤ちゃんトイレで産んで殺すとかあって異常な世の中。もっと人の命の大切さを一番教えないダメ。何より大事。人の心も傷つけてはならない。もっと自分が人の立場を考える。もっと当たり前の世の中になるように。」という自由記述がある。

自由記述欄については、「(仮)第3次八尾市人権教育・啓発プラン」の策定に取り入れるものがあれば参考にして効果的な施策の推進につなげてまいりたい。

Q 3. (委員)

自由記述欄はどの資料の何ページに掲載されているか。

A 3. (事務局)

「令和6年度人権についての市民意識調査報告書」本編の122~126ページに記載している。

○ 3. (委員)

No. 1、2、認定こども園について、八尾市には5つの公立認定こども園があって、「志紀あおぞらこども園」、「西郡そよかぜこども園」、「東山本わかばこども園」、「南山本せせらぎこども園」、「安中ひかりこども園」の5つの認定こども園に、主任児童委員が2名ずつ第三者委員として入っている。

さまざまな問題があっても保護者が園に直接苦情を言いにくい、疑問に思っていることを先生に言いにくい場合に第三者委員である主任児童委員が間に入っている。

今のところ、先生の努力のもとで大きな案件はないが、園の交流を兼ねて、入学式、運動会、遊ぼう会、卒園式などを、園から招待状をもらって出席している。

そして、日頃交流はないが、直接園に行って、こどもと運動会で同じように走ったり、玉入れしたりして、こどもの生き生きとした姿を見ると先生の日頃の努力の賜物だと感じている。

第三者委員の民生委員・主任児童委員が1ヶ月に1回会って、園との繋がりを発表したりしている。

○ 4. (委員)

資料2ページ、No. 5、八尾市在日外国人教育研究会の取り組みとして、毎年、夏には多文化キッズスマースクール「オリニマダン」、秋には、「ウリカラゲモイム民族文化フェスティバル」をしている。

資料には、昨年度の取り組み内容を書いているが、今年も7月31日に小学校の「オリニマダン」、8月1日に中学生も「オリニマダン」を実施している。

「オリニマダン」は、外国にルーツのあるこどもたちに呼びかけて、参加を募っている取り組みであるが、年々参加者と参加校が増えているという嬉しい実態がある。

中学校に関しては、昨年度は42名だったが、今年度は中学校の参加者69名と非常に増えている。これは中学校の先生が生徒に参加を呼びかけて一緒に来ているとともに、中学校でも、同じ時期に行事を重ねないということも意識していると思っている。

そういう意味では在日外国人教育の広がり、先生たちの意識が広がってきていると実感している。また、外国にルーツのあるこどもたちのエンパワーメントも含めて周りのこどもたちへの教育も大切だと思っているので、二本立てで頑張っていきたいと考えている。

こどもたちが少数点在化している実態があるので、どの学校でも同じ課題がある。

【凡例】○：意見、Q：質問、A：回答

案件(4) 「(仮)第3次八尾市人権教育・啓発プラン」の策定について

- ・事務局から資料4について説明

【主な意見・質問・回答等】

○ 1. (委員)

第3次プランの策定について、第2次プランの進捗状況を見ながら他の委員から先ほど意見があって、1つ1つ同感するところが多かった。

毎回申し上げているが、1つは実践する場所、主体のところで格差がまだあると感じている。特に教

育機関の学校も含めてである。

教育機関では、ある程度の人材、方法、これまでの実績などが積み重ねられて、かなり成果を上げてきているということは見て取れる。

例えば、行政の各部局、民間の取り組みが難しいところもあると思うが、どのように進めていくかが重要である。

もう1つ、先ほども報告があったが、民間のさまざまな組織と協力をどうやって作るか。

例えば、市民意識調査について先ほど指摘があったが、質問項目を作るとき、プランを作るときにも、民間の意見、或いは今までやってきた中での苦労とか、困難さ、課題をしっかりと吸い上げた上で、その内容を適宜変えていくことは、引き続き必要だと思う。

人権教育・啓発というのはすぐに答えは出ないし効果は出ない。息の長い取り組みが必要だと思うので、そういう意味では、例えば、教育機関で取り組んだ経験なども、広げていくような少しそういう仕組みづくりをぜひ続けてほしい。少し形骸化している面も一部では見られる。

行政の各部門で行っている事業を全部そのまま挙げて、それだけを出してきているということもあるので、そうではなくて、もっと中身の話で、しんどさも含めてしっかりと把握できるような、そういう仕組みを是非考えていただきたい。

【凡例】○：意見、Q：質問、A：回答

案件（2）令和6年度における虐待件数等について

- ・事務局から資料2について説明

【主な意見・質問・回答等】

Q 1.（委員）

「(4) 障がい者」というページを拝見すると、「虐待者との関係」で一番多いのが「夫」である。「夫17人」で多いと改めて思ったが、その次に多いのは「施設従事者」で10人となっている。

どういう施設かにもよるが、公的な関わりの強い施設だとすれば、行政という一番人権を守るべきところが虐待しているということになる。そのあたりの見解を少し伺いたい。

A 1.（事務局）

施設従事者は、障がい者の虐待通報件数にあったカテゴリで、虐待の確認に行って虐待の事実確認にまで至っていない件数も含まれている。施設従事者に含まれるのがいわゆる「障害福祉サービス事業所」である。

児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所、例えばグループホームや事業所等のいわゆる民間事業者がここの数字に入っている。

指定をとってサービスを実施している事業者であるので、民間でも公的なものでも責任は当然あると認識している。

その後の対応としては、具体的には、事実確認した場合は、指導という形で事業者として報告もらう形で再発防止策も含めて実施している。

大半は、通報はあったが事実確認まではできなかったケースであるが、そういうケースにおいても、通報があったという事実をしっかり受けとめて、今後、改めて法人にしっかりと指導も含めて研修等を

するよう八尾市から指導している。

なお、施設名の公表等はしていない。

Q 2. (委員)

「(4) 障がい者」について、虐待の種類の中で「身体的」となっているのが非常に多いが、「身体的」とはどのようなものか。

A 2. (事務局)

一般的には、身体的虐待は暴力を受けたり、施設では軟禁というか、暴れるという理由で施錠することもある。一定の法的なルールで施錠していいという場合はあるが、基本的には虐待になるので、外から施錠したというのは基本的にあってはならないことであるので、身体的虐待に該当すると考えている。

外部からの通報が多い。その場合、全部確認に行って事実確認をしている。虐待の通報があった人の背景も含めて、どういう支援をしているか、課題に対してしっかりと筋道を立てているかという視点で確認して指導している。

さまざまな障がいがあるので、どういう対応しているか、法に触れるものかどうかを含めて、改めて事業者に指導している。

【凡例】 O : 意見、 Q : 質問、 A : 回答

案件（3） 差別事象等について

Q 1. (委員)

今回の差別事象は7件、そのうちの4件は、同和問題に関して、インターネット上の書き込みという時代的なものが含まれているが、1～4の差別事象の行為者は同一人物か。

A 1. (事務局)

1～4の差別事象については、別々のアカウント、別々の人物と認識している。

O 1. (委員)

差別事象の中で同和問題が多いが、案件（5）「差別事象等発生時の対応について」に関連するので、併せて意見を申し上げたい。

部落差別が発生するときの特徴は、主に地域を示して、その地域がどこにあるか、或いはこの地域は同和地域であるなどである。

これまで同和問題は、地域・土地柄の問題だけではなく、血統主義、属人主義というか、その人の経歴、或いは血筋など、当時古い言葉でそんな言葉が使われた。

ところが、属地・属人的なもの、経歴については、戸籍等の閲覧がかなり厳しく制限された結果、身元調査で経歴を調べることが難しくなった。

それに代わって、本人や両親、先祖、祖父、祖母がどこに住んでいるか、どこに住んでいたかという形で、土地・地域と結びつけて、本人が部落出身者かどうかを特定することにつながっている。

大阪府でも規制する条例等ができていて身元調査の規制は進んでいる。

一方で、行政書士や司法書士、弁護士などは、住民票などを職務権限で本人の同意なしに調べることができていた。

中には、自分の職務権限を使って、要望のあった人の戸籍、住民票等を調べて売っていた。行政書士などは、要望のあった人に対して売って、数百万円の利益を得られたと言うようなこともあった。

そこで、**資料3**「差別事象の報告」、**資料4**「差別事象等の発生時の対応について」の18ページに同和地区についての八尾市の見解がある。認識が示されているが、はっきり言って大変不十分である。

同和地区とは何か、これまでの同和対策事業や対象地域との関係を書いているが、矛盾した内容が記されている。同和地区の定義が確定していないのに、一方で同和問題の被害者は「同和地区住民」という報告がなされている。

簡単に言うと、「同和地区はあるが、そのエリアを確定させることは極めて困難、行政が新たに線引きすることはあってはならない。」これは議会で特定の政党から八尾市に同和地区はあるか、それはどこか示せと問われて八尾市が苦し紛れに答弁した内容である。

同和地区はあるが確定できない、新たに線引きできないと言っておいて、差別が起ったときは、対象は「同和地区住民」、被害者は「同和地区住民」と言っている。

範疇をしっかり入れることができないので、我々が何度も指摘して、地域就労支援などの八尾市の別の会議の中でも同和地区の定義をどうするかが議論になっている。

また、雇用保険制度において、失業手当の受給期間を決めるときに「特定受給者」というのがあるが、実は同和地区関係者が含まれている。

だから、制度上も同和対策事業は法的には終了したが、差別はなくなっていないし、課題は継続してある。

一般施策を通じて部落差別を解消していくのは、国の考え方であるが、一般施策ではなかなか解決しないことがわかって、部落差別解消推進法が特定法として、或いは個別法として制定された経過がある。

「差別事象等発生時の対応について」マニュアルを作ることはいいが、八尾市が一方的に同和地区等についての認識を下記の通りとすると決めていることに全く同意できない。

もう少し現状や当事者の意見も含めて、これからさまざまな事業を継続して行うので、そのための基本となる地域の問題はきっちりとした協議の上で確定させてほしい。

そのために、大事なこととして、審議会から提出した答申の中に同和地区の定義も含めて、我々の意見をすべてその中に記載している。

それを全く注釈せずに、新たな方針を作らない、計画を作らない、他の既存の制度の中に取り入れていくとしているが、同和地区の定義はされているので、八尾市が勝手にこのような認識を決定事項とするのは全く同意できることを強く申し上げておきたい。

Q 2. (委員)

冒頭の関係部局の説明で情報プラットフォーム対処法改正の話があったが、できれば、法律の要約だけでもいいので、重要部分を資料としていただきたい。

国でインターネットの規制の動きがあって、兵庫県でも条例化の話も出てきたので、何が議論になっているか、それに対する規制が法的にどうなったかを知る上で、非常に重要な法律が今年の4月から施行されているので、ぜひ資料として出していただきたい。

A 2. (事務局)

情報プラ法に関する資料については、次回、提示したい。

○ 2. (委員)

感想になるが、差別事象の件でインターネット上の書き込みはたくさんあると思う。

先日もインターネットを何気なく見ていたら、同和地区出身の芸能人一覧などがある。勝手に出てくるし、晒されていると思う。

また、外国人について、うちの地域にもアメリカ人夫婦が引っ越して来たが、住みにくいのか今アメリカに帰っているようである。その隣にも貸家を募集しているが、うちの地域は日本人に貸して欲しいという申し出があるのでどうかと思う。

【凡例】 O : 意見、 Q : 質問、 A : 回答

案件(5) 差別事象等発生時の対応について

Q 1. (委員)

差別事象が発生した場合は、全庁的に周知し、対応するということでいいか。

最終的には取り組みが、全庁的に共有・フィードバックしていくということか。

A 1. (事務局)

差別事象が発生した場合は、関係課と連携しながら情報共有し差別性があるかを検討する。最終的には、市で総合的に判断して大阪府の方に報告等をしている。

差別事象への対応については、職員がさまざまな事象に対応して経験も重ねながら、迅速に対応できるようスキルアップを図るということで、関係機関と連携しながら取り組んで参りたい。

発生した差別事象については、特別職や部長級が出席する「八尾市人権施策推進本部会議」で全庁的に共有し、人権尊重の重要性を再認識する機会とし、関係課にも人権を踏まえた施策があるため、差別事象マニュアルを徹底している。

Q 2. (委員)

運用について、**資料5**の3ページに「差別事象対応シート」、14~15ページに「差別事象一覧」が掲載されているが、差別事象対応シートを用いて提出されたものか。

その時点では記載できなくても後で記載する、あるいは報告のときに使われるなど、運用はどのようにしているか。

A 2. (事務局)

「差別事象対応シート」は、初期対応から後日、関係課や関係団体と連携を図りながら課題や差別性について議論し、最終的には啓発につなげていくということで活用している。

発生した差別事象については、「差別事象対応シート」の内容を参考にしながら、対応をした経過等を「差別事象一覧」にまとめている。

Q 3. (委員)

「差別事象対応マニュアル」は改定されたという認識でいいか。改定前のものがあるか。
改定前のものを合わせて出していただきたい。

A 3. (事務局)

改定している。改定前のものもある。

Q 4. (委員)

「差別事象一覧」の中で、同和問題について、被害者が「市民」から「同和地区住民」に変わっているが、何か理由があるか。

A 4. (事務局)

差別事象が発生すると「八尾市差別事象連絡・啓発検討会」を開催してさまざまな検討をしている。その中で、委員から被害者の欄は「市民」ではなく、もう少し具体的に表現すべきではないか、「同和地区住民」にしてはどうかという意見があった。

総合的に判断して「同和地区住民」の表記に変更している。

Q 5. (委員)

他の事象では「障がい者」等の表記であるのに、なぜ、この部分は「市民」と表示されていたのか理解できなかった。

「八尾市差別事象連絡・啓発検討会」に出席しているが、差別事象発生時の対応についての議論の内容が資料として示されずに、なぜ唐突に表記が変更されているのかよくわからない。

差別の判断基準をどのように考えているのかわからない。

A 5. (事務局)

差別の判断基準について、差別事象発生後に事実確認、関係課があれば連携し、情報を整理して、部落差別、外国人問題、障がい者問題等、さまざまな関係団体と情報共有して、差別性がどこにあるかを協議した上で、最終的に市で総合的に判断しているのが現状である。

Q 6. (委員)

これは同和問題に特化した対応マニュアルか。

同和地区の規定のようなものが入っているが、障がい者の差別もある。行政的には、手帳を持っている人を「障がい者」として施策の対象としているが、世間ではそうではない部分もある。

このマニュアルは、どう見ても同和問題を念頭に置いて対応している部分が多い。

人権コミュニティセンターが関係機関となっているが、本来障がい者や外国人の差別事象が起きたら、健康福祉部や社会福祉協議会が関係機関になると思うので、これは同和問題用のマニュアルかなと思う。

何をもって差別と規定していくのか。地名が出ていたら、「〇〇」と地名を隠している。審議会の中では先ほど地名が出ていたようにオープンにしている。

同和問題もオープンに議論することはいいが、公開しているからどこが同和地区か傍聴した人にわかってしまう。

それがダメだと言っているわけではないが、議論を深められるように保証してほしいというのは、前々から思っている。

このマニュアルは何のためのマニュアルかそもそも疑問である。

A 6. (事務局)

このマニュアルは職員向けでさまざまな差別に対応できるよう示したマニュアルである。意見等については、今後、差別事象マニュアルの更新の際に、検討してまいりたい。

○ 1. (委員)

何を差別とするかは重要だと思っていて、例えば、「八尾市の障がい者雇用率は何%か」というのは、国の基準に照らしてクリアしているかどうかという基準はある。

あるいは、女性差別に関連して、「八尾市議会に女性の占める割合は何%か」という基準がある。仮に、八尾市議会議員のうち女性の占める割合が何らかの基準以下であれば、八尾市は市議会を開催する度に女性差別をしているとも言えなくもない。

誰かが「女のくせに」と言ったらそれはもう女性差別だというのもありうる。

なぜ、女性差別かというと、私の人生を振り返ると女性差別に出会う経験が一番多かった。

日常茶飯事にあると言ってもいいぐらいである。例えば、ある家庭では、妻がずっと家事をしていて、夫はテレビを見ている。いろんなところで女性差別がある。そういう基準で考えたら女性差別はもっと多くあってもいいはずだが、この審議会では女性差別はほぼ出てこない。

先ほどの資料5の3ページの差別事象対象対応シートの中でも、「事象」の欄は「同和問題」「外国人」「障がい」があって他の人権課題は書かれていない。何をもって差別事象とするかをはっきりさせないと、今の基準に適わなくなってくると思う。

障がい者問題に対応するにあたり、国連が「個人モデル」と「人権モデル」があるという言い方をしているが、日本政府が出た報告に対しての総括所見で、日本の政策は「人権モデル」に適っていないと繰り返し言っている。7、8回程度言っている。「社会モデル」はもう使っていない。

「人権モデル」に即して言えば、それがさまざまなところで発生しているはずである。「人権モデル」の水準からすると、基準から外れているものを毎年、会議があるために出すことになる。

例えば、完全なインクルーシブ教育を国連が求めているとしたら、八尾市で分離教育やっていれば差別事象になる。

何を基準にするかによって全然結果が違ってくる。

○ 2. (事務局)

差別事象として挙げているのは、明らかなものである。

さまざまな法律ができて、障がい者であれば、手帳を持っている人は障がい福祉課で把握しているが、手帳を取らない人もいるが同じように差別を受けることもある。その中でどう判断していくか。

意見があったように女性差別のもともとの基準がない中で判断しづらい。

差別事象マニュアルを作るにあたって、どういったところまでマニュアル化するかについては関係機

関等にも相談しながら検討していくべきだと思う。差別を受けた人の気持ちに寄り添いながら対応していくのが行政の立場だと思うので、さまざまな研究をしながら、庁内でも人権ふれあい部が先頭に立って、対応できるように改正してまいりたい。

Q 7. (委員)

先ほど指摘したが、同和地区とは何か。『「同和地区」等についての認識は下記のとおりとする。』と書かれているが、どこで決めているのか。はっきりさせるべきである。

勝手に決めているということが一番問題である。なぜ、このようなことになったのか。

A 7. (事務局)

この定義については、職員にわかりやすくという認識をしている。「同和地区」の定義をどうしていくかについては検討してまいりたいと思うが、現在はこういう表現で対応している。

Q 8. (委員)

これは、八尾市の決定事項か。

施策を推進する上で、「同和地区」について八尾市で考え方を決めたのか。

根本的な問題なので、マニュアルに掲載して既成事実化されることは絶対に了承できない。

A 8. (事務局)

「同和地区」の認識について、過去から八尾市として取り扱いをしてきてここに記載しているので、こういった形になっていると思うが、先ほど意見があったように、答申の中で「同和地区」の定義がされている。そういうものを踏まえて、再度、八尾市の考え方を整理してまいりたい。

○ 3. (委員)

行政は法律や条例に基づいて行うべきであって、根拠は当事者を含めて納得できるものでないといけない。八尾市がこう考えるからこれでやる、当てはまらないものはしないというやり方が、特に人権問題については、絶対にあってはならないということを、肝に銘じていただきたい。

急にこういうものが出て、これが八尾市の認識である、ここで報告されて既成事実化されるということはやはり認めがたいということをもう一度申し上げたい。

○ 4. (事務局)

この問題に限らず、さまざまな議論の中で、根拠や法律で決められていることも承知しているので、しっかりと整理した上で示すことができるよう心がけて行政の取り組みを進めてまいりたい。

Q 9. (委員)

資料5に関しては、まだ決定したものではないという認識でいいか。

資料が直前に送られてきたが、資料を読むのに時間がかかるので事情はあると思うが、早めに資料をいただきたい。

プランの話で言うと、例えば、資料1の16ページ、八尾市人権協会では「人権ブックレット」を市か

ら助成金で発行している。

前回も少し議論があったが、八尾市人権協会への助成金が2年かけて全額カットになっていくと思う。次回、この議論をしたときに、「人権ブックレット」がなくなつて、こういう会議するときに一個一個削られていって、掲載されているものだけで評価することになるので、「人権ブックレット」が人権教育・啓発を考える上で本当に必要かという議論をしていただきたい。

委託や助成金であることの議論ではなく、これらのものは本当に必要なか議論してほしい。例えば、CAPの事業も来年以降なくなると思う。

だから、プランの事業の評価をしているときに、これまでやってきてもう十分、あるいは、予算上無理である、効果が薄いという議論をしなかつたら、実施している事業の管理にならないと思う。

教育委員会はなぜ、暴力防止のCAPプログラムをしないという結論に至ったのか、それに代わる何かをするなど丁寧な説明と人権尊重の社会を作る議論の場にして欲しい。

同和問題に関わることで市長の諮問があつて審議会で答申が出されて、それに特化した計画を作らないという認識の経過がこれまであった。

しかし、既存の計画で漏れているものは入れ込んでいきたいと以前に言っていたので、「(仮)第3次人権啓発教育・啓発プラン」には、同和問題の解決に向けて、個別の問題として同和問題を人権教育・啓発プランにどう入れるかという説明があつてもいいと思っている。

A 9. (事務局)

まず、マニュアルは内部の資料としてでき上がったものであるので、市職員に対し、その使い方をきっちりと説明できるようにしていくとともに、新たに発生する課題等に対しては、適宜見直してまいりたい。

それから毎回の審議会資料については、非常にボリュームがあるので、できるだけ委員に確認いただける期間を設けた上でお示しできるよう業務を進めていきたい。

これから第3次プランを作っていく中で人権施策の方向性を審議会で示すことができるよう、新たに取り組むもの、効果がないものについてはスクラップする必要がある。すべて実施するのは難しいので、どういった方向で変更したかを説明できるようにしたい。

答申に対しては一般施策で取り組むとこれまで回答している。第3次プランを作るにあたって、答申をどう扱ったかを報告する機会だと思うので、しっかりと受けとめて今後の第3次プランの策定に取り組んで参りたい。

【凡例】O：意見、Q：質問、A：回答

案件（6）「よりよい言葉づかいを意識してみませんか 誰もが安心して幸せに暮らすために」について

O 1. (委員)

資料6 HP掲載文の2つめ、「日常生活で何気なく使っている言葉や表現を見直してみましょう」の部分で、「日本語は自然とのつながりが深い言語で、古来より花鳥風月を人の喜怒哀樂に例えるなど、言語の中でも豊かで美しい言葉と言われています。」とあるが、これは基準がないと思う。日本語が美しいというのは、美しくない言語がどこにあると言っているのか。

この部分は不要だと思っていて、次の行の「そんな美しい日本語で話すときに」までを抹消して、「自

分の意図に関わらず」から始めたらいいと思う。

これ自身が差別的表現だと思う。

○ 2. (委員)

資料では、適切・不適切という二者択一的に出ているが、言葉は文脈に応じて変わってくる。人権の審議会としては、どういう観点から見て「不適切」、或いは、より適切な表現あるか、そういう形で書くのが望ましい。例えば、「この言葉は、男女共同参画の観点から見て言い換える」という記載に変える必要がある。

資料6の中にもあるように、見直しのポイントとして、言いえたほうがいい理由等を掲載して改正する意図を明確にする。

○ 3. (委員)

言葉の問題は非常に繊細な問題で、短時間で良し悪しをなかなか決め難い。

日本の文化や習慣が深く関わっているので、議論のきっかけになることは賛成であるが、適切とされた言葉が新たな差別になる可能性があると思う。

例えば、「障がい者」、「障がい児」という言葉を今までの言い方から変えて定着してきた。そうすると、差別事象の報告にもあったように、「〇〇」という発言があった。

他にも、今回適切な言葉とされている中で、対象者が受けている不利益や困難、実態をえていこうということがない限り、どんな言葉に言い換えても新たな差別になる恐れがある。誹謗中傷に使われる可能性がある。

職員のマニュアルとして使う、あるいは市民への啓発であれば、もう少し議論を深めたほうがいい。

○ 4. (委員)

適切な言葉を公に使用出来たらいいとは思うが、習慣的に言っている人もいるので、目くじらを立てるほどのことではないと個人的に思う。

配偶者を主人や夫、パートナー、連れ合い、同居人などさまざまな言い方がある。男性の配偶者を「うちのお父さん」というのは聞いたことがあるが、旦那さんのことをお父さん、お母さんがと言ったり、みんなの前でもお父さんお母さんと呼んでいて夫婦仲がいいと感じることがある。

目くじらを立てなくてもいいというのは個人的な意見であるが、公に啓発していくことは、やぶさかではない。

心身に関する用語のところがあって、「精神分裂病」という言葉はよくないので、「統合失調症」となっているが、「統合失調症」では少し問題があるので、「自律神経失調症」に書き換えたという事例を職場関連等では2件聞いたことがある。

先ほど、女性差別に関する発言があったが、最近は性別に関する質問の中に「任意」と書いてあったり、「その他」という項目がある。「ジェンダー」や「ルッキズム」などがあって、女性差別については、今の流れでは、「ジェンダー」に関する事となるのもいいと思う。

○ 5. (委員)

当事者が意見を言うと考えすぎだと言われることが多い。

日本人ファーストほどではないが、「豊かで美しい」とわざわざ強調すると、他にそうではない言葉があると読んでしまう。文脈によっては、自分たちのルーツの言葉を肯定できないというのであるのでぜひ検討してほしい。

言葉の使用状況を考えながら修正するのは大変な作業であるので、多くの言葉を一覧表にするよりは、「なぜ変えていこうとしたか」という説明を少し加えることが大事だと思う。

人種や民族に関する用語についても、排斥する言葉は当たり前に人間の尊厳を傷つけるが、「エスキモー」という言葉は排斥しているのか。」と言われると、誰も答えられないと思う。

「外人」という言葉は今もよく使われる。多くの人は、何が問題かわからないかもしれない。

しかし、少なくともメディアでは使われなくなった言葉で、1つ1つの問題をそれぞれ深い歴史があるので、扱いは難しいと思う。繰り返しになるが、議論をするための大変な作業が必要と思うので、いい形で出すのは大賛成である。

「言葉は大事で、そういうことがあったからこう変えた」と納得できるようなサイトにしてほしい。

○ 6. (事務局)

言葉にはさまざまな使われ方があって、日本語は非常に難しいと感じている。

既に市ホームページで一般的に公開されているのでしっかりと修正等してまいりたい。

誤解があつてはいけないので、委員の皆様に意見をいただいている。市ホームページ掲載分を一旦取り下げて、さまざまな意見をいただいた中で、誤解のないよう市ホームページに公開してまいりたい。

閉会

以上